

令和 6 年度 地域包括支援センター運営部会の報告

(令和 6 年 4 月 1 日施行 介護保険法改正等について)

高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等を背景に、センターの業務負担は増大している中、センターの業務負担を軽減し、センターが効果的に業務を実施し、地域包括ケアの中核機関として期待される役割を発揮できるよう、介護保険法の改正が行われた（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

本市では、上記法改正の内容も踏まえながら、センターの業務負担軽減、体制・機能強化について、下記のとおり取組を進めている。

1 センターの業務負担軽減について

(1) 介護予防支援の指定対象の拡大

法改正により地域包括支援センターのほか、指定居宅介護支援事業所も指定を受けて介護予防支援事業を実施できることとなった。尼崎市においては、令和 7 年 1 月 1 日時点で 20 事業所が介護予防支援の指定を受け、令和 6 年 12 月実績としては、6 事業所が 94 件のプラン作成を行っている。

将来的に、業務負担の軽減につながっていくかを検証するには時期尚早と考えられるため、圏域の事業所に困り事が生じた際に各センターが相談を受けるとともに、事業者がプランの在り方についての検討が必要と思うケースについてはセンターに報告し、必要に応じて地域ケア会議を実施するといった、国が求める一定の関与を行いながら、引き続き今後の動向を見守っていく。

2 センターの体制・機能強化について

(1) 3 職種の常勤換算方法の導入

3 職種の配置に係る常勤換算方法の導入について、令和 6 年度第 1 回地域包括支援センター運営部会での審議を経て、運用開始に向け市内部で調整を行い、2 月議会にて条例改正案を提出した結果、可決されたため、令和 7 年 4 月 1 日より運用を開始する。

表 1：地域包括支援センターにおける配置基準および常勤換算が容認される人員数

人員 配置基準	おおむね 6,000 人～ 8,000 人	おおむね 8,000 人～ 10,000 人	おおむね 10,000 人～ 12,000 人	おおむね 12,000 人～ 14,000 人	おおむね 14,000 人～ 16,000 人
配置人数	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
常勤換算 が容認さ れる人員	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人

表 2：常勤換算導入イメージ

センターXの所定労働時間 週40時間 定数4人					
 A	 B	 C	 D	 E	合 計
常 勤			非常勤		常勤換算方法
40時間	40時間	40時間	20時間	20時間	160時間 ÷ 40時間 = <u>4.0</u> 人

40時間

(2) 資格要件の緩和

人材確保が困難となっている現状等を踏まえた、センターの職員配置に関する対応として、国通知の改正により主任介護支援専門員の資格要件が緩和された。本市においても、必要な手続き等の所要の整備を行い、令和7年4月1日より運用を開始する。

※ 改正内容

主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講をめざす介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を加える。

（「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発1018001号、老老発1018001号））

(3) その他（人員確保のための事業費のあり方について）

本市では、従前からセンター職員の退職等により欠員が生じるケースが発生しており、各法人において欠員解消に向けて取組を進めているものの、全国的に医療・介護の人材確保が困難な状況から、欠員期間が長期化するなど、安定的に常勤の3職種を配置することに課題がある。

そのため、事業遂行に必要な事業費について、他市調査を行うとともに、市長とセンター職員による意見交換として車座集会での対話を行うなど、事業費の検討を進め、2月議会へ増額の予算案を提出した。

また、予算案が議決された場合に、センター職員の処遇改善を図り、安定的な職員配置を行えるよう受託法人と協議を行っている。

以 上